

# 個人事業主・フリーランスの方へ 申請しよう 東村山応援金!!

日本共産党だけでなく多数の会派から要望が上がっていた支援金制度。十分とはいえませんが、申請した方からは歓迎の声をうかがいます。

〆切日は1/31 ですが、対象となる方はぜひ申請を。

第6波がささやかれる中、日本共産党は地域の商店や文化を応援する制度のさらなる拡充を求めています。

☆ 申請用紙は東村山市ホームページからダウンロードするか北庁舎(中央図書館横の建物)産業振興課に置いてあります。

☆ 申請〆切は2022年(R4年)1月31日

東村山応援金コールセンター

(電話:042-394-0511)

- 2021年(R3年)3月以前に事業開始している市内の事業者。フリーランスを含む個人事業主。業種不問。
- 事業所が東村山市内にあれば、住民登録が市外でも対象
- 2年前(2019年/R1年)の4月～12月どれか1カ月間の売上と、今年の同月売上を比べると、2割以上売上が下がっている月がある  
(他の月は2割減少していなくても対象になります)
- 申請時点で事業を営み、営業を続ける意思がある
- 確定申告を提出している
- 売上帳をつけている(手書きでもPCでも大丈夫)
- 交付限度額

対象月の売上が5割減少した法人 40万円

対象月の売上が5割減少した個人事業主 30万円

対象月の売上が2割～5割減少した法人・個人事業主  
20万円



応援金申請  
〆切は1/31

日本共産党は、中小企業支援政策  
を打ち出しています。



中小企業の社会保障費削減、インボイス制度導入中止、消費税率5%、大企業と中小企業・フリーランスの公正な取引を保障するルール作り、税・保険料の分割納付制度(申請型)をより活用しやすくすることなどによって、中小企業やフリーランスの皆さんを応援し、地域を元気にします。



## 【生活保護制度】扶養照会は義務ではない

年金を受け取っていても、仕事をしていても、最低生活費に満たない方は利用できる制度です。ひとりで相談に行くのが不安な方はどうぞご連絡下さい。

生活保護は、憲法 25 条で私たちみんなに保障された権利。先日、市役所の担当の方も「権利です」と仰っていました。支援を使うことで元気になって、あなたの暮らしを立て直すことは社会にとっても大切です。

## 【緊急小口資金】申請は11月末まで!

貸付上限額 20万円以内

☆ 据置期間 1年以内

☆ 返済期間 2年以内(24回以内)

☆ 連帯保証人不要

☆ 無利子 ☆無担保

☆ 今年申請する場合、令和4年度の住民税非課税世帯は返済が免除



社会福祉協議会(電話:042-394-6333)が申請・相談の窓口です。

浅見みどり(080-3086-2422)まで、お電話下さい。一緒に窓口に行きましょう。

しんぶん赤旗(月額3497円) しんぶん赤旗日曜版(月額930円)市民の声でつくるメディア。ぜひ購読ください。